

# **TaxFlash**



## **税務上の優遇措置の改訂**

2015 年 4 月 6 日、インドネシア政府は、2008 年所得税法 No.36/2008(法律 36)の第 31 条 A に基づく特定の指定事業セクターおよび/または地域において投資を行う企業が利用できる所得税に関する一連の優遇措置を更新する政府規則 No.18/2015(以下、「GR 第 18 号」)を公布しました。GR 第 18 号は 2015 年 5 月 6 日(すなわち、制定日から 30 日後)に効力を生じ、この税務上の優遇措置を規定する従来の一連の政府規則、すなわち、直近で政府規則 No.52/2011(以下、「GR 第 52 号」)により改正された政府規則 No.1/2007 は廃止されます。

### **適格者の詳細**

#### **優遇措置の適用に関する新規則**

GR 第 18 号では、投資額、インドネシア人従業員数および事業エリアのサイズに関連する各指定事業セクターおよび/または地域における詳細な要件を規定しています。

GR 第 18 号は税務上の優遇措置を享受する要件として新規の上位基準を規定するにとどまり、詳細な要件は関連大臣が個別の省令を公布することで決定されます。

上位基準は以下のとおりです。

- a. 高額な投資額または輸出目的の投資、
- b. 労働力の高い利用度、または
- c. 高い現地調達率

また、GR 第 18 号の公布により、投資家にとってこの税務上の優遇措置の利用で負担となっていた下記の政府規則が廃止されます。

- a. 税務上の優遇措置は、納税者が自身の投資計画の少なくとも 80%を実現した後にのみ利用が可能である(GR 第 52 号の制定以前に優遇措置を既に享受していた納税者は除く)。
- b. GR 第 52 号の制定以前に投資が承認された納税者は、税務上の優遇措置を申請するために、1兆ルピアを下限とする、同規則の制定日までに商業生産の段階に至っていない新たな投資を計画する必要がある。

### 事業セクターおよび/または地域

GR 第 18 号では、現在、指定セクターにおける 66 種類の投資及び指定セクター・指定地域における 77 種類の投資から成る 143 種類の適格投資(事業分類フィールド/KBLIに基づく)が網羅されます。

新たな主要ターゲットセクターには、鉱物の製錬所の建設、及び通信機器・自動車・船舶の製造が含まれます。詳細は PwC の貴社担当者までお気軽にお問い合わせください。

### 制限

GR 第 18 号では、この税務上の優遇措置を享受する納税者は政府規則 No.46/2013 下で規定される売上高にかかる 1%の源泉分離課税(ファイナルタックス)、並びに統合経済開発区(*Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu/KAPET*)の企業を対象としたその他の税務上の優遇措置、及び免税期間を適用できないことが明記されています。

### 投資の定義の拡大

従来の規則では、固定資産への投資のみが投資として認められました。しかし GR 第 18 号では、無形資産を含むすべての形態の投資を投資として認めています。結果として、無形資産の加速償却が税務上の優遇措置として追加されます。

### 税務上の優遇措置に関する変更

利用可能な税務上の優遇措置は下記の通り、全般的には変更ありません。

1. 投資した資産が一定期間内に誤用または譲渡されていないことを前提に、固定資産(土地を含む)の形態による投資額の最大 30%が純課税所得から控除される(商業生産を行う 6 年間にわたり 5%ずつ)。
2. 固定資産の加速償却控除
3. 非居住者に支払われた配当にかかる源泉税率を 10%、または租税条約で規定される適用可能な税率まで軽減させる。
4. 欠損金繰越期間の 5 年以上、10 年までの延長

税務上の優遇措置の施行に係る変更は以下のとおりです。

税務上の優遇措置	旧規定	新規定
上記に記載する固定資産がその他の目的に使用できない、または譲渡できない期間	税務上の優遇措置の承認日から 6 年間	以下のうち、いずれか長い期間: <ul style="list-style-type: none"><li>• 商業生産の開始から 6 年間、または</li><li>• 加速償却に基づく資産の耐用年数</li></ul>
固定資産の加速償却控除	有形固定資産の加速償却のみ利用可能	有形固定資産の加速償却に加えて、無形資産の加速償却を含む(「投資の定義の拡大」を参照)

<b>欠損金繰越期間延長に係るオプションの変更と追加:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>連続した 5 年間で最低 1,000 人のインドネシア人従業員を雇用する</li> <li>製品開発または製造効率化目的で、投資額の少なくとも 5%を 5 年以内にインドネシア国内における研究開発費として支出する</li> <li>事業拡大費用が、事業拡大のための設備投資が承認される以前の課税年度における税引後利益から捻出される</li> <li>輸出が、保税区外で実施された投資による売上高の少なくとも 30%を占める</li> </ul>	従来は規定なし	追加で 2 年間
	追加で 1 年間	追加で 2 年間
	従来は規定なし	追加で 2 年間 <ul style="list-style-type: none"> <li>商業生産を開始する年度の欠損金に対して承認される</li> <li>生産が開始された年度末時点の全固定資産の純簿価に対する、事業拡大のために投資された税引後利益の比率に基づき計算される</li> </ul>
	従来は規定なし	追加で 2 年間

## 経過規定

当該措置を申請するにあたって、納税者の不確実性に対する懸念を解消するために、GR 第 18 号は以下の経過規定を規定しています。

- 従来の政府規則に基づく優遇措置を享受する納税者は、その優遇措置の適用期間末日までその恩典を享受できる。
- GR 第 52 号下で組織された投資調整庁(BKPM)の長官からの推薦状が GR 第 18 号の発効日(2015 年 5 月 6 日)以前に財務大臣に提出されれば、GR 第 52 号の規定に従い手續が行われる。
- 以下の条件を全て満たせば、BKPM 長官は、GR 第 52 号の有効期間(すなわち、2011 年 12 月 22 日から 2015 年 5 月 5 日まで)に投資が承認された納税者が GR 第 18 号下の規定に従い税務上の優遇措置を享受できるとする旨の推薦状を、財務大臣に提出することができる。
  - 投資の申請に関して、従来の政府規則に基づく税務上の優遇措置が一度も承認または却下されていない
  - 事業の規格が、指定された各事業セクターおよび/または地域における要件を満たしている
  - 申請企業が 2015 年 5 月 6 日以前に商業生産の段階に入っていない
  - BKPM 長官の推薦状が、2015 年 5 月 6 日から遅くとも 1 年後までに財務大臣に受領される

複数の規制当局の長から、当該措置の指針として以下の規則の公布が予定されています。

- BKPM 長官: 申請手続に関する規則
- 財務大臣: 承認手続、資産譲渡の制限、コンプライアンス違反に対する罰則を網羅する規則
- 関連するその他の省の大臣: 紳税者の認定基準、GR 第 18 号に添付されている指定事業セクターおよび/または地域に関する詳細な要件を網羅する規則

当分の間、従来の政府規則に基づく規定は、GR 第 18 号の条項と矛盾しない限り、有効とみなされます。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等がございましたら、お気軽に PwC の貴社担当者までご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

## [www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.